

東京商工会議所ほか5団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設置されている法人であり、商工会及び商工会連合会は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された法人である。

いずれもその地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉を増進することを目的として、主に次の事業を実施している。

- ア 商工業に関する相談及び指導
- イ 商工業に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究
- ウ 商工業に関する講習会等の開催

(2) 都との関係

都は、商工会議所等の行う表1の事業に対して補助金を交付している。今回の監査対象団体及び団体別の補助金交付額は表2のとおりである。

なお、全団体に対する補助金交付額の合計は表3のとおりである。

(表1) 補助事業の概要

補助事業名 (補助要綱名)		補助対象事業等	補助率等
①	小規模事業経営支援事業 (東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱)	・経営指導員による経営、金融、税務会計全般に対する相談・指導等	(内容) 人件費 (算定) 単価(要綱で設定) ×職員設置数(地域内の小規模事業者数に応じ要綱で設定)
		・経営等に関する講習会の開催 ・地域振興調査事業 ・専門的な経営内容に関する指導等	(内容) 事業費 (算定) 補助対象経費の10/10以内
②	商工会連合会指導強化事業 (東京都商工会連合会指導強化費補助金交付要綱)	・商工会連合会の事務局を総括する常勤専務理事設置経費 ・商工会連合会の存する事務所の賃借料	(内容) 事業費・人件費 (算定) 補助対象経費の10/10以内
③	倒産防止特別相談事業 (東京都倒産防止特別相談事業費補助金交付要綱)	・中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止対策として実施する、特別相談事業及び講習会の開催に伴う相談員謝礼経費等	(内容) 事業費 (算定) 補助対象経費の10/10以内

(表2) 団体別補助金交付額実績

(単位：千円)

団 体 名	補助事業 の種類	平成18年度		平成19年度		
		補助対象経費	補助金	補助対象経費	補助金	
東京商工会議所	①	1,932,449	1,293,934	1,824,734	1,279,083	
	③	1,630	1,628	1,631	1,613	
	計	1,934,080	1,295,562	1,826,366	1,280,697	
八王子商工会議所	①	73,323	58,436	70,270	60,461	
多摩商工会議所		34,491	20,481	33,802	19,024	
立川商工会議所		55,816	38,701	65,838	45,290	
青梅商工会議所		51,819	39,637	54,615	42,278	
商工会議所小計		2,149,531	1,452,819	2,050,893	1,447,752	
東京都 商工会 連合会	連 合 会 本 部 分	①	191,411	163,931	192,368	166,285
		②	13,285	7,898	13,246	7,898
		③	1,460	1,460	1,753	1,628
		計	206,158	173,290	207,369	175,811
	東久留米市商工会	①	48,755	33,733	47,923	32,204
	日野市商工会		52,205	30,978	46,546	34,030
	福生市商工会		38,272	30,313	37,031	28,759
	あきる野商工会		63,364	44,404	73,620	52,154
	商工会小計		408,755	312,720	412,491	322,960
	合計		2,558,287	1,765,540	2,463,384	1,770,713

(注) 補助事業の種類：① 小規模事業経営支援事業、② 商工会連合会指導強化事業、③ 倒産防止特別相談事業

(表3) 商工会議所等に対する補助金の交付実績(都全体分)

(単位：千円)

団体区分	補助実績		備考
	平成18年度	平成19年度	
商工会議所	1,580,777	1,572,290	東京商工会議所ほか7団体
商工会	1,054,056	1,055,458	東京都商工会連合会
	880,765	879,646	三鷹商工会ほか26団体分
	173,290	175,811	東京都商工会連合会本部分
合計	2,634,833	2,627,749	

## 2 組織

監査対象団体等の組織は表4のとおりである。

(表4) 監査対象団体等の所在地、会員数及び役職員等 (平成20. 3. 31現在)

(単位:人)

団体名	所在地 (設立年月日)	会員数	会頭 会長	副会頭 副会長	常議員 理事	監事	事務 局長	職員
東京商工会議所	千代田区丸の内3-2-2 (明治11.3.12)	80,063	1	9	50	3	1	418
八王子商工会議所	八王子市大横町11-1 (明治27.8.17)	3,896	1	4	38	2	1	25
多摩商工会議所	多摩市関戸1-1-5 (平成8.4.1)	1,813	1	3	33	2	1	8
立川商工会議所	立川市曙町2-38-5 (昭和28.5.1)	2,895	1	4	40	2	1	20
青梅商工会議所	青梅市上町373 (昭和27.11.26)	2,076	1	3	31	3	1	63
東京都商工会連合会	立川市曙町3-7-10 (昭和37.2.8)	27商工会	1	3	19	3	1	19
東久留米市米商工会	東久留米市幸町3-4-12 (昭和37.1.22)	1,108	1	2	23	2	1	5
日野市商工会	日野市多摩平7-23-23 (昭和36.1.6)	1,545	1	2	26	2	1	9
福生市商工会	福生市本町18 (昭和36.12.12)	1,245	1	2	24	2	1	5
あきる野商工会	あきる野市秋川1-8 (平成13.4.1)	1,707	1	2	29	2	1	9

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の補助事業について実施した。

なお、商工会に係る小規模事業経営支援事業補助金については、東久留米商工会ほか3商工会の行っている事業を対象として監査を実施しており、これらの補助金は東京都商工会連合会を経由して交付されている。

## 2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成20年10月7日及び同月24日

(2) 団 体

東京商工会議所	平成20年10月10日から20日まで
八王子商工会議所	平成20年10月20日
多摩商工会議所	平成20年10月 9日
立川商工会議所	平成20年10月 9日
青梅商工会議所	平成20年10月10日
東京都商工会連合会	平成20年10月14日及び15日
東久留米市商工会	平成20年10月21日
日野市商工会	平成20年10月22日
福生市商工会	平成20年10月21日
あきる野商工会	平成20年10月 2日

## 第4 監査の結果

### 1 事業実績について

平成18年度及び平成19年度における補助実績等は、表5から表7までのとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行い、補助対象等の執行状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、事業は補助の目的に沿って適正に執行されている。

(表5) 小規模事業経営支援事業補助金交付実績

団体名	年度	補助対象職員 設置数(人)			人件費 補助金 (千円)	指導実績等(回数)				事業費 補助金 (千円)	
		経営 指導 員等	補 助 員	記 帳 指 導 員		巡回・ 窓口指導	講習会 等開催	金融 あっ旋	記帳 指導		
東京商工会議所	平成18	151	22	19	938,259	97,366	682	3,298	6,712	355,675	
	平成19	151	22	19	918,045	107,011	640	3,614	6,142	361,038	
八王子商工会議所	平成18	8	1	1	50,389	2,683	62	40	356	8,047	
	平成19	8	1	1	50,389	2,655	56	40	350	10,072	
多摩商工会議所	平成18	2	1	1	17,269	1,603	26	155	238	3,211	
	平成19	2	1	1	16,741	1,661	36	220	190	2,283	
立川商工会議所	平成18	5	1	1	33,465	1,534	34	64	289	5,235	
	平成19	5	1	1	33,465	1,515	33	62	283	11,825	
青梅商工会議所	平成18	5	1	1	33,885	2,239	101	287	229	5,751	
	平成19	5	1	1	33,885	2,331	98	304	223	8,392	
東京都 商工会 連合会	連合会本部分	平成18	12	3	—	76,015	306	5	—	—	87,916
		平成19	12	3	—	75,779	328	6	—	—	90,506
	東久留米市商工会	平成18	3	1	1	22,940	1,093	37	31	202	10,793
		平成19	3	1	1	22,185	1,144	36	24	202	10,019
	日野市商工会	平成18	3	1	1	23,114	1,104	20	24	199	7,864
		平成19	3	1	1	23,114	1,088	16	12	172	10,916
	福生市商工会	平成18	3	1	1	22,555	1,295	32	66	261	7,757
		平成19	3	1	1	21,819	1,127	27	52	213	6,940
	あきる野商工会	平成18	5	1	1	33,823	2,216	74	102	360	10,580
		平成19	5	1	1	33,823	2,562	67	97	317	18,330

(表6) 東京都商工会連合会指導強化事業補助金交付実績

(単位：千円)

団体名	年度	補助対象経費	補助交付額	事業実績
東京都商工会 連合会	平成18	13,285	7,898	<補助対象経費> 常勤専務理事の設置経費：1名分 事務所賃借料：東京都多摩中小企業振興センター 2階(289.47㎡)
	平成19	13,246	7,898	

(表7) 倒産防止特別相談事業補助金交付実績

(単位：千円)

団体名	年度	補助対象経費	補助交付額	事業実績
東京商工会議所	平成18	1,630	1,628	相談88件、講習会2回
	平成19	1,631	1,613	相談87件、講習会2回
東京都商工会連合会	平成18	1,460	1,460	相談38件、講習会4回
	平成19	1,753	1,628	相談26件、講習会2回

## 2 指摘事項

### (1) 経営相談事業の実績確認を適切に行うべきもの

商工会議所及び東京都商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）は、小規模事業者を対象として、経営指導員による経営、金融、税務会計全般についての相談・指導等の事業（以下「経営相談」という。）を行っており、局は、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱を制定して、当該事業に対して経営指導員の人件費の補助を行っている。経営相談は、経営指導員が事業者のもとへ出向く巡回指導、または事業者が窓口等により相談を受ける窓口指導により行われる。

ところで、経営相談事業の実施について見たところ、次のような状況が認められた。

① 東京都商工会連合会（東久留米市商工会及び日野市商工会）においては、巡回指導の相談実績を確認するために、出勤簿や指導業務日計表等の帳簿を作成しているが、表8及び表9のとおり、各帳簿間に食い違いが生じているなど、相談実績の確認が出来ない事例が認められた。

また、管理職のチェックの有無が記録されていないなど、相談実績のチェック体制に問題が見られた。

② 経営相談を行う経営指導員は、相談完了後、相談内容をデータとしてシステムに記録している。システムの記録は、事業所単位で相談履歴を蓄積することにより、今後の相談に役立てるものであることなどから、表10-①の事例のように、具体的かつ詳細に記載する必要があるにもかかわらず、表10-②の事例のとおり、簡略に記載している事例が認められた。

また、両者とも相談に要した時間の記載がないため、どのような内容の相談をどの程度の時間を費やして行ったかの確認が出来ない状況となっている。

③ 局は、事業年度終了後に、商工会議所等から巡回指導の実績件数の報告を受けている。

巡回指導における「相談・指導事業」と「広報活動」は、補助事業の具体的運用について定めた「経営改善普及事業等実施要領」において別項目で分類されており、また、業務の性格の異なるものであるため、事業の実態を的確に把握するには、個別に報告させる必要がある。

しかしながら、局は、本補助事業の実績報告において、「相談・指導事業」と「広報活動」をまとめて報告を受けており、実地監査において、実績報告のうち、広報活動のみのものの占める割合について確認したところ、表11のとおり、〇商工会議所において、広報活動が全体の6割を超える事例が認められた。

東京都商工会連合会（東久留米市及び日野市商工会）は、相談実績の確認を適切に行われたい。

局は、商工会議所等に相談実績のチェック体制を整備させるとともに、相談内容の記録及び事業の実績報告を適切に行わせるなど、経営相談事業の実績確認を適切に行われたい。

（東京都商工会連合会）

（産業労働局）

(表8) 休暇日に指導記録が残されている事例(平成19年度)

団体名	指導員	月日	出勤簿等の表示	指導業務日計表	相談内容の記録
東久留米市商工会	A	8月8日	夏休	窓口指導の記載あり	あり
		11月16日	代休	巡回指導の記載あり	あり
日野市商工会	B	8月3日	夏休	窓口指導の記載あり	あり
		2月6日	有給休暇	巡回指導の記載あり	あり

(表9) 運行日誌において記載の不備が認められた事例

(平成19年4月における日野市商工会の事例)

指導員	巡回日時	巡回先	日計表等	運行日誌
C	4月10日ほか1日	Eほか2箇所	記載あり	記載なし
D	4月3日ほか10日	Fほか10箇所		

(表10) 経営相談内容の記載状況について(平成19年度の事例より)

&lt;①具体的に記載している事例&gt;

実施日	事業所	記載内容	団体名	基準の状況
11月15日	G	(中小企業景況調査を実施並びにマル経融資推進の件) 第3四半期の景況調査を兼ねて、マル経融資の推進訪問⇒社長と面談、調査表に基づき聴取(前期は〇〇%超伸びて、消費税納付も〇〇万円超になったので、予定納税申告が年4回になるとの事、今期10月に入ってから厳しくなったが通期では〇〇%近くアップしている)。併せて、既マル経融資の借換希望〇〇万、年明けに使用予定に付き、必要書類リスト表に基づき説明、12月中旬まで用意するように要請した(前回〇〇万、〇年返済)。	H商工会議所	簡単な指針有り

&lt;②簡略に記載している事例&gt;

実施日	事業所	記載内容	団体名	基準の状況
4月25日	I	当該事業所の最近の景況・事業内容についての情報提供・把握	L商工会	無
10月16日	J	商工会事業について説明。商工会加入促進。経営相談等について特に説明する。クリーニングの取り扱い状況について話し合う。	M商工会	無
3月15日	K	(業界動向について聴取) 〇月〇日、「〇〇」オープンにつきその影響について聴取。経改事業案内、利用促進。	N商工会議所	簡単な指針有り

(表11) 巡回指導実績のうち広報活動のみの占める割合について(O商工会議所の事例)

	平成19年8月 (1か月・実地監査にて確認)	平成19年度 (年間・実績報告)
巡回指導実績(A)	105件	2,376件
うち広報活動のみ件数(B)	64件	
(B)/(A)	61.0%	—

(2) 非会員の利用促進を求めるなど補助事業の公平性及び有効性を確保すべきもの

小規模事業経営支援事業として行われている商工会議所等の経営相談事業（相談・指導・補助事業の広報活動）は、すべての小規模事業者を対象としており、局は、商工会議所等に対して、商工会議所等の会員・非会員を問わず補助事業が、広く小規模事業者を利用されるように運営することを指導しているとしている。

ところで、商工会議所等が実施する経営相談事業の利用状況について見たところ、表12のとおり、商工会議所等の非会員による利用が会員による利用を大きく下回っている事例が認められた。

また、商工会議所等が行う経営相談事業の実施状況について見たところ、表12の備考欄に見るように、商工会議所等が補助事業が会員でなければ利用できないような誤解を与える表現で広報活動を行うなどの事例が見受けられた。

局は、補助事業が、会員か非会員かを問わず広く小規模事業者を利用されるために、商工会議所等が、補助事業の広報活動を積極的に行うよう指導するとともに、非会員の利用促進を図るよう求めるなど、補助事業の公平性及び有効性を確保されたい。

（産業労働局）

（表12）経営相談事業の利用者における商工会議所等会員及び非会員の利用状況について

○ 商工会議所等の組織率								
団体名	商工業者数 (a)	会員数 (b)	非会員数 (c)	組織率 (b)/(a)	備考			
A 商工会議所	6,851	3,051	3,800	44.5%				
B 商工会	2,139	1,155	984	54.0%	「商工会加入のメリット」として「経営相談が無料」等の広報活動を実施			
C 商工会	2,986	1,571	1,415	52.6%				

(注) 組織率：平成19年4月1日現在

  

○ 経営相談事業の利用者における相談事業の利用率について (平成20年2月のデータによる)								
団体名	巡回指導	窓口指導	計					比較 ①/②
				会員 (d)	利用率① (d)/(b)	非会員 (e)	利用率② (e)/(c)	
A 商工会議所	113	2	115	109	3.57%	6	0.16%	22.3倍
B 商工会	65	27	92	89	7.71%	3	0.30%	25.7倍
C 商工会	65	48	113	111	7.07%	2	0.14%	50.5倍

(単位：件)



(3) 商工会議所等に対する検査事務をより実効性のあるものとすべきもの

局は、商工会議所等が実施する小規模事業経営支援事業において、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づいて、補助事業の運営及び経理等の状況について検査を行っている。

補助事業において、局が行う検査は、商工会議所等が行う補助事業の適正な執行を確保するうえで重要な事務であり、検査の実施に当たっては、実効性のある実施方法が求められるものである。

ところで、平成19年度に実施した検査の報告書を見たところ、検査の報告書は、「調査結果」欄に○（問題なし）×（問題あり）△（軽微な問題あり）を記入すること等により作成が行われているため、各商工会議所等において、改善すべき問題点があることが報告されているにもかかわらず、問題点や指導内容が具体的に報告書に記載されていない状況が認められた。

このように問題点等の具体的な記述が記載されていない報告書では、商工会議所等における事務のいかなる部分に問題があるのかがチェックできず、継続的な改善の指導を図ることにも支障を来すこととなり適切ではない。

局は、検査が要綱に基づいて実施され、補助事業の適正な執行を確保するものであることから、継続的な改善の指導を図るために、問題点や指導内容を具体的に記載するよう報告書の様式を整備するなど、商工会議所等に対する検査をより実効性のあるものとされたい。

（産業労働局）

(4) 観光事業調査報告書を関係機関に送付するなど補助事業を適切に行うべきもの

局は、小規模事業経営支援事業において、地域産業の活性化を図るため、商工会議所などを中心にした広域的な産業振興ビジョンの策定などを内容とする事業（地域振興調査事業）を行っている。この事業において、東京商工会議所（以下「東商という。」）は、国内外の観光客を対象とした地域活性化などを目的として、平成19年度に「江戸東京観光推進コンソーシアム調査」事業を実施し、表13のとおり「江戸東京観光推進コンソーシアム推進調査事業報告書」を作成している。

ところで、報告書は、東京の観光事業全般に関する現状分析及びマーケティング戦略や今後の事業展開に関する計画の提案を内容としており、この計画は、都や区市町村、多摩における商工会議所などと連携をとりながら推進していくものである。

しかしながら、報告書の配布状況について見たところ、表14のとおり、作成した500部すべてを東商の内部のみに配布しており、区市町村や他の商工会議所など関係機関に送付していない状況となっている。

東商は、観光事業が区市町村や他の商工会議所など関係機関と連携して行う必要があることから、本事業の調査報告書を関係機関に送付するなど、補助事業を適切に行われたい。

（東京商工会議所）

（注）コンソーシアム（Consortium）：2つ以上の団体等から成る「協会」「組合」「連合」といった意味の言葉であり、共同で何らかの目的に沿った活動等を行うために結成される。

（表13）「江戸東京観光推進コンソーシアム推進調査事業報告書」について

（作成目的）国内外の観光客を対象とした地域活性化策及び小規模事業活性化策に資する
（内容）事業の目標、市場の把握、プロモーションに向けたマーケティング戦略、事業計画の策定
（仕様）A4、100ページ
（経費）438万7,135円（内訳：調査委託400万円、製本38万7,135円）

（表14）「江戸東京観光推進コンソーシアム推進調査事業報告書」の配布状況

配布先	配布部数	配布用途
東商23支部	460部	支部の主要な役員（正副会長、分科会長等）に配布し、事業の理解・参画を促す
東商本部等	40部	観光関連事業者に配布、ストック分等
計	500部	

### 3 意見・要望事項

#### (1) 専門相談事業の運営を見直すべきもの

東京商工会議所（以下「東商」という。）は、局の補助を受けて実施する小規模事業経営支援事業において、一般的な経営相談では対応できないような専門的な相談に対応することを目的として、窓口専門相談指導事業を表15のとおり行っており、税務、法律、その他の項目について、専門相談員を窓口に配置し、相談内容ごとに一定日を定めて相談を実施しており、平成19年度は、2,600万円を超える（平成19年度実績）補助金を支出している。

ところで、平成19年度における東商の専門相談事業の実績について見たところ、表16のとおり、利用率（注）が全体で50.9%であり、また、T支部の事例（利用率：27.6%）などに見るとおり、50%に満たない事例が24支部等のうち12箇所で見られるなど、効率的に行われていないことが認められた。

東商は、専門相談事業が効率的に行われるよう実施日程や他支部の専門相談にも参加できる旨の広報活動を徹底させるなど、運営の見直しを検討されたい。

局は、補助事業が効率的に行われるよう東商を指導されたい。

（東京商工会議所）

（産業労働局）

（注）利用率：あらかじめ決められた実施回数に対する相談実績の割合

（表15）窓口専門相談指導事業の相談内容（平成20年度）

補助区分	相談内容	相談員	備考
補助対象	法律	弁護士	各支部等で実施
	税務	税理士	
	労務・社会保険	社会保険労務士	主に本部で実施
	特許	弁理士	
	創業・経営革新	創業コンサルタント等	
	財務全般	公認会計士	
	登記	司法書士	
	貿易	貿易コンサルタント等	
情報化・活用	情報処理システム監査技術者		
補助対象外	その他（特別融資など）		

(表 1 6) 東商における窓口専門相談の実施状況について (平成 1 9 年度)

(単位 : 回、%、円)

実施支部等	実施状況			実施経費 (全額補助)		
	実施回数 (a)	実施済み (b)	利用率 (b) / (a)	謝金	会場費	合計
A	42	35	83.3	210,000	0	210,000
B	102	37	<u>36.3</u>	510,000	0	510,000
C	90	81	90.0	450,000	0	450,000
D	186	137	73.7	930,000	0	930,000
E	91	56	61.5	455,000	7,500	462,500
F	126	43	<u>34.1</u>	630,000	0	630,000
G	153	66	<u>43.1</u>	765,000	0	765,000
H	84	40	<u>47.6</u>	420,000	0	420,000
I	125	68	54.4	645,000	0	645,000
J	96	39	<u>40.6</u>	480,000	0	480,000
K	310	203	65.5	1,550,000	0	1,550,000
L	177	94	53.1	885,000	0	885,000
M	300	215	71.7	1,470,000	0	1,470,000
N	207	157	75.8	1,035,000	0	1,035,000
O	168	134	79.8	840,000	0	840,000
P	222	76	<u>34.2</u>	1,110,000	17,325	1,127,325
Q	180	89	<u>49.4</u>	900,000	0	900,000
R	102	47	<u>46.1</u>	510,000	16,870	526,870
S	111	71	64.0	555,000	0	555,000
T	174	48	<u>27.6</u>	885,000	16,088	901,088
U	102	45	<u>44.1</u>	520,000	0	520,000
V	138	48	<u>34.8</u>	690,000	0	690,000
W	105	111	105.7	525,000	0	525,000
X	3,085	1,357	<u>44.0</u>	9,125,000	0	9,125,000
合計	6,476	3,297	<u>50.9</u>	26,095,000	57,783	26,152,783

(注) 一回あたり実施時間… 1 時間 (支部)、3 0 分 (本部)